



平成 19 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社アーネストワン  
 代表者名 代表取締役社長 西河洋一  
 (コード番号 8 8 9 5 東証第一部)  
 問合せ先 社長室長 岡田慶太  
 電話番号 0 4 2 - 4 6 1 - 6 3 7 7

弊社販売物件に関する耐震強度の再々調査結果について

平成 18 年 9 月 27 日付及び平成 19 年 1 月 19 日付「弊社販売物件に関する耐震強度の再調査結果について」にて公表の件につきましては、お客様、株主様をはじめ、関係各位の皆様にご多大なるご心配ならびにご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、お客様の生活の安全を第一と考え、戸建分譲住宅において、平成 19 年 1 月 19 日時点で補修の必要が無いと判定した引渡し済み物件及び平成 19 年 4 月 30 日までの設計完了物件の設計図書につきましても、再度自主調査を行いました。

この結果、木造 2 階建て戸建分譲住宅において、建築基準法上の基準値に満たない物件が新たに判明したため、調査結果及び補修状況につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

1. 戸建分譲住宅の再々調査結果及び補修進捗状況

	木造 2 階建て		木造 3 階建て	
	H19. 1. 19 公表	H. 19. 7. 30	H19. 1. 19 公表	H. 19. 7. 30
対象物件棟数	16, 419 棟 (※ 1)		427 棟	
建築基準法上の基準値に満たない物件棟数	295 棟	417 棟 (※ 2)	23 棟	23 棟
補修完了棟数	281 棟	381 棟	— 棟	8 棟
補修日程確定棟数	— 棟	10 棟	— 棟	7 棟
補修日程調整中の棟数	14 棟	26 棟	— 棟	8 棟

※ 1 戸建分譲事業を開始した平成 11 年 4 月から平成 19 年 4 月 30 日までの設計完了物件数。

※ 2 平成 19 年 1 月 19 日以後調査の結果、前回公表の 295 棟から 122 棟増加しております。

2. 今後の対応

再発防止策として、耐震強度不足物件判明後の設計物件は弊社品質管理部内で再チェックしております。また、建築基準法で定められている耐震基準より更に厳しい社内基準（原則：必要軸組長さの 1.5 倍以上）を設け、平成 19 年 4 月 1 日以降の設計物件から住宅性能表示制度（住宅の品質確保の促進等に関する法律で定める「耐震等級 3」）を順次導入しております。

今後このような問題が発生しないよう、上記の管理体制及び施策を徹底し、また各種関係法令等を遵守し、住宅の品質確保とお客様へのサービス向上のため最大限努力をしております。

3. 業績に与える影響について

本件に伴い、弊社負担による補修費用が一部発生しておりますが、平成 20 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。

【本件に関する問合せ先】: 品質管理部設計課 おおいで 大出 0 4 2 - 4 5 1 - 8 6 5 5 (設計課直通)

以上